
平成23年度
行政対象暴力に関する
アンケート（自治体対象）
（調査結果概要）

平成23年8月

調査主体	日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 全国暴力追放運動推進センター 警察庁刑事局組織犯罪対策部
調査機関	社団法人輿論科学協会

はじめに

本資料は、今後の行政対象暴力対策のあり方を検討するために、平成23年6月から7月にかけて、全国の自治体を対象に、暴力団等の反社会的勢力による行政機関に対する不当な要求等の実態、これに対する行政機関の対応、行政機関からの警察、弁護士会、全国暴力追放運動推進センターに対する要望等をアンケート調査した結果を概要としてとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快く協力いただきました各自治体の関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケートの調査方法、対象等は次のとおり。

①調査方法 郵送法

②調査対象 全国の都道府県、市及び特別区の合計837自治体に対して、各5通(総務担当、公共事業担当、環境担当、福祉担当及び不動産関係担当の各部門用)の調査票を送付した。

2 回収結果

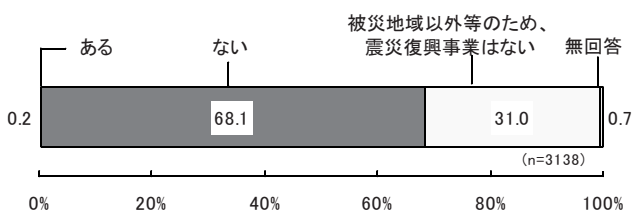
調査票回収数は3,138通(回収率75.0%)であった。

II 調査結果の概要

第1部

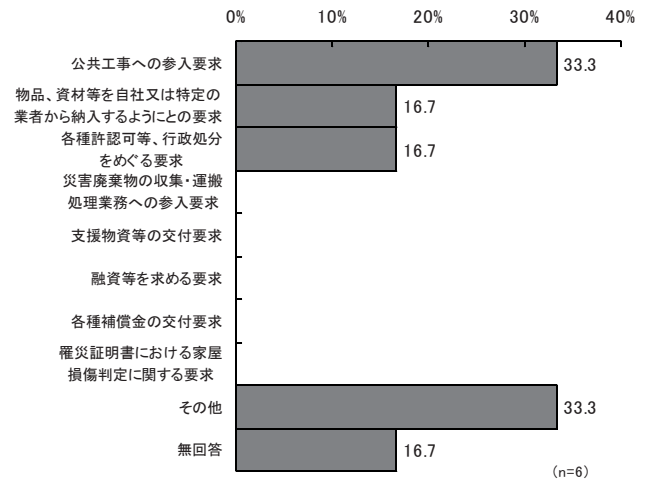
1 震災復興事業等への不当要求の有無

東日本大震災復興事業に関連した、暴力団等反社会的勢力による不当要求の有無についてたずねると、「ある」が0.2%(6件)、「ない」または「被災地域以外等のため、震災復興事業はない」が99%超である。



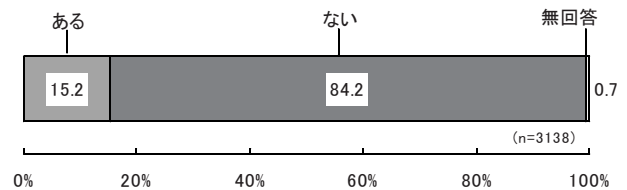
2 不当要求の内容

東日本大震災復興事業に関連した、暴力団等反社会的勢力による不当要求の内容は、「公共工事への参入要求」が33.3%(2件)、「物品、資材等を自社又は特定の業者から納入するようにとの要求」と「各種許認可等、行政処分をめぐる要求」が各16.7%(各1件)である。「その他」(2件)は、「支援物資の搬送要求」、「遺体の埋葬と称した土地使用認可の要求」である。

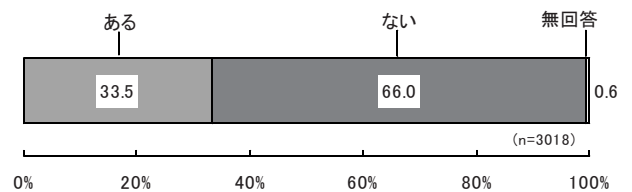


3 不当要求等の有無

過去に、暴力団等反社会的勢力から、許認可、工事等の契約、指導監督、公金支給等の権限行使や機関紙(誌)の購読、物品の購入等に関して違法な行為や不当な要求(以下「不当要求等」という)を受けた経験の有無についてたずねると、「ある」が15.2%となっている。平成19年度とくらべると、「ある」が33.5%→15.2%と18.3ポイント少なくなっている。

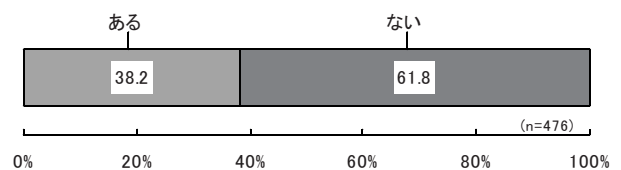


【参考】平成19年度行政対象暴力に関するアンケート【過去に不当要求等を受けた経験】

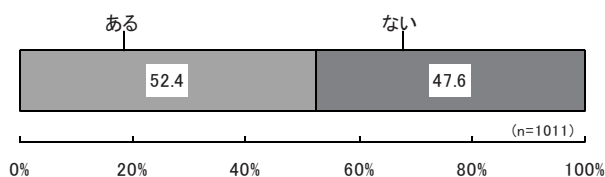


4 最近1年間における不当要求等の有無

過去に不当要求等を受けた経験がある、と回答した自治体(476件)に、最近1年間に暴力団等反社会的勢力からの不当要求等を受けた経験をたずねると、「ある」が38.2%で、平成19年度とくらべると「ある」が52.4%→38.2%と14.2ポイント少なくなっている。

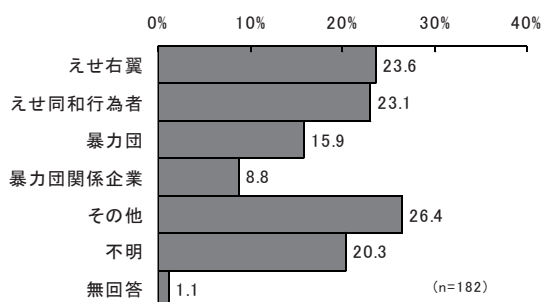


【参考】平成19年度行政対象暴力に関するアンケート
 【過去1年間に不当要求等を受けた経験】



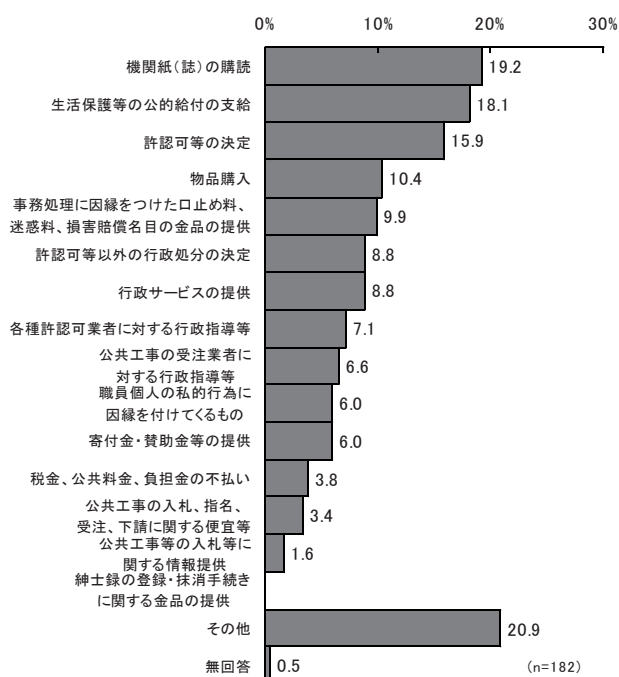
5 最近1年間に不当要求等を行ってきた者(複数回答)

最近1年間に不当要求等を受けた経験がある、と回答した自治体(182件)に、不当要求等を行ってきた者をたずねると、「その他」が26.4%(48件)と最も多く、「暴力団周辺者」、「不当な利益の獲得を図るゴロ」等があげられている。ついで「えせ右翼」23.6%、「えせ同和行為者」23.1%、「不明」20.3%と続く。



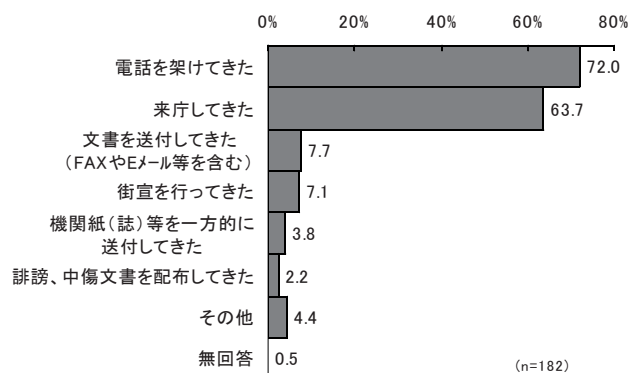
6 最近1年間の不当要求等の内容(複数回答)

最近1年間に不当要求等を受けた経験がある、と回答した自治体(182件)に、不当要求等の内容をたずねると、「その他」が20.9%(38件)と最も多く、「生活保護に関連した要求」等があげられている。ついで「機関紙(誌)の購読」19.2%、「生活保護等の公的給付の支給」18.1%、「許認可等の決定」15.9%と続く。



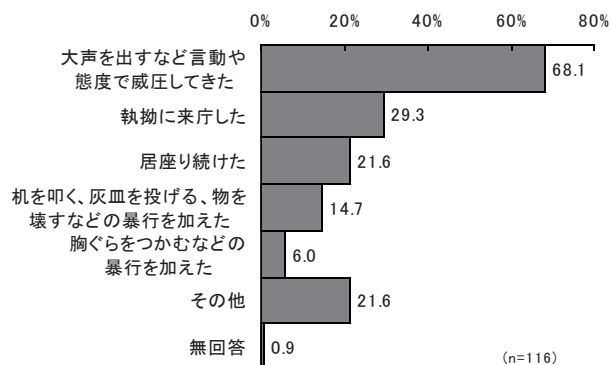
7 最近1年間の不当要求等の態様(複数回答)

最近1年間に不当要求等を受けた経験がある、と回答した自治体(182件)に、不当要求等の態様をたずねると、「電話を架けてきた」72%(131件)と「来庁してきた」63.7%(116件)の2つの態様が多い。



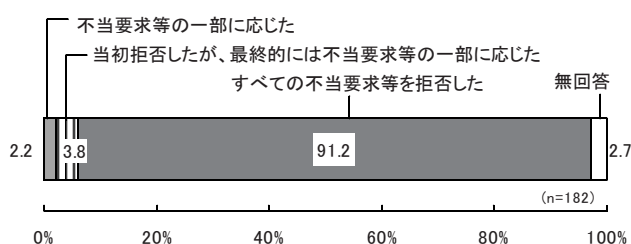
7-1 来庁時の態様(複数回答)

最近1年間に不当要求等を受けた経験があり、要求者が来庁してきた、と回答した自治体(116件)に、来庁時の相手方の不当要求等の態様はどのようなものかたずねると、「大声を出すなど言動や態度で威圧してきた」が68.1%(79件)と最も多く、ついで「執拗に来庁した」29.3%、「居座り続けた」21.6%と続く。



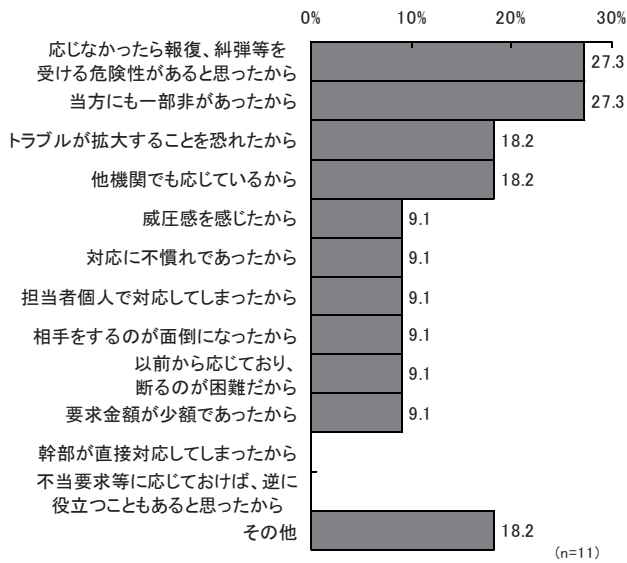
8 最近1年間の不当要求等への対処の仕方

最近1年間に不当要求等を受けた経験がある、と回答した自治体(182件)に、不当要求等の問題にどのように対処したかたずねると、「すべての不当要求等を拒否した」が91.2%(166件)と大部分を占める。「当初、拒否したが最終的には不当要求等の一部に応じた」3.8%(7件)、「不当要求等の一部に応じた」2.2%(4件)と少数の自治体は要求の一部に応じた、と回答している。



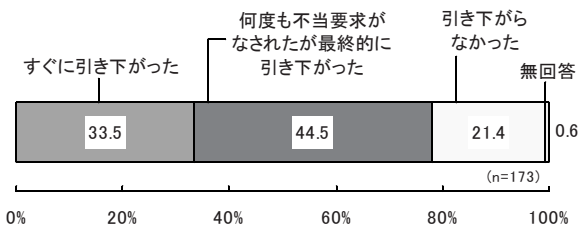
8-1 不当要求等に応じた理由(複数回答)

不当要求等の一部に応じた、又は当初拒否したが最終的には一部に応じたと回答した自治体(11件)に、不当要求等に応じた理由をたずねると、「応じなかったら報復、糾弾等を受ける危険性があると思ったから」と「当方にも一部非があったから」が各27.3%(各3件)、ついで「トラブルが拡大することを恐れたから」と「他機関でも応じているから」が各18.2%(各2件)となっている。



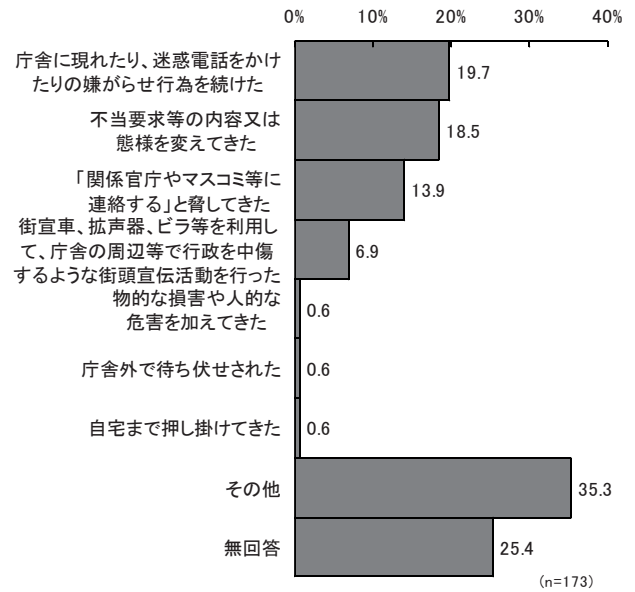
8-2 不当要求等を拒否した場合の相手方の行動

不当要求等を拒否した、と回答した自治体(173件)に、拒否した時に相手は引き下がったかたずねると、「すぐに引き下がった」が33.5%、「何度も不当要求がなされたが最終的に引き下がった」44.5%とあわせて78%は「引き下がった」と回答し、「引き下がらなかった」は21.4%である。



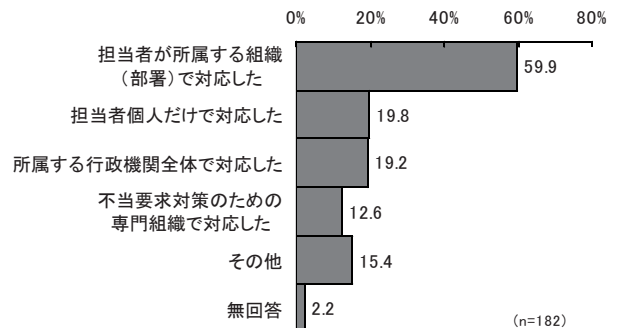
8-3 不当要求等を拒否した場合の相手方の具体的な行動(複数回答)

不当要求等を拒否した、と回答した自治体(173件)に、拒否した時に相手方はどうしたかたずねると、「庁舎に現れたり、迷惑電話をかけたりの嫌がらせ行為を続けた」が19.7%(34件)、ついで「不当要求等の内容又は態様を変えてきた」18.5%、「『関係官庁やマスコミ等に連絡する』と脅してきた」13.9%の順となっている。「その他」35.3%(61件)の内訳は、「その後特に行動は起こさなかった」が多くを占めている。



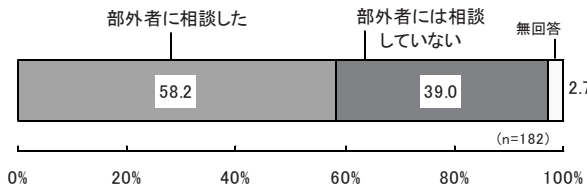
9 最近1年間の不当要求等への対応(複数回答)

最近1年間に不当要求等を受けた経験がある、と回答した自治体(182件)に、不当要求等にどのように対応したかたずねると、「担当者が所属する組織(部署)で対応した」が59.9%(109件)と最も多く、ついで「担当者個人だけで対応した」19.8%、「所属する行政機関全体で対応した」19.2%と続く。



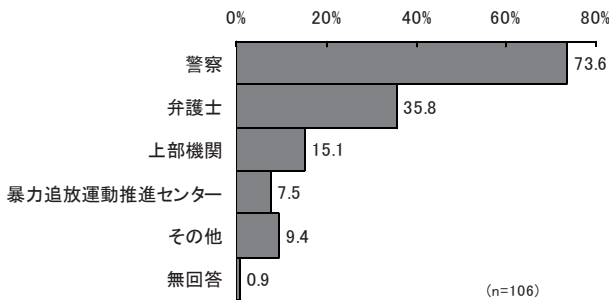
9-1 対処に際して部外者への相談の有無

最近1年間に不当要求等を受けた経験がある、と回答した自治体(182件)に、不当要求の対処に際して部外者に相談したかたずねると、「相談した」が58.2%と過半数である。



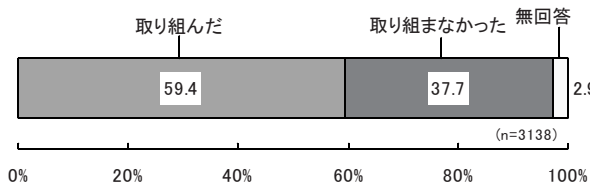
9-2 対処に際しての相談先(複数回答)

不当要求の対処に際して部外者に相談した、と回答した自治体(106件)に、相談先をたずねると、「警察」が73.6%(78件)と最も多く、ついで「弁護士」35.8%、「上部機関」15.1%の順となっている。



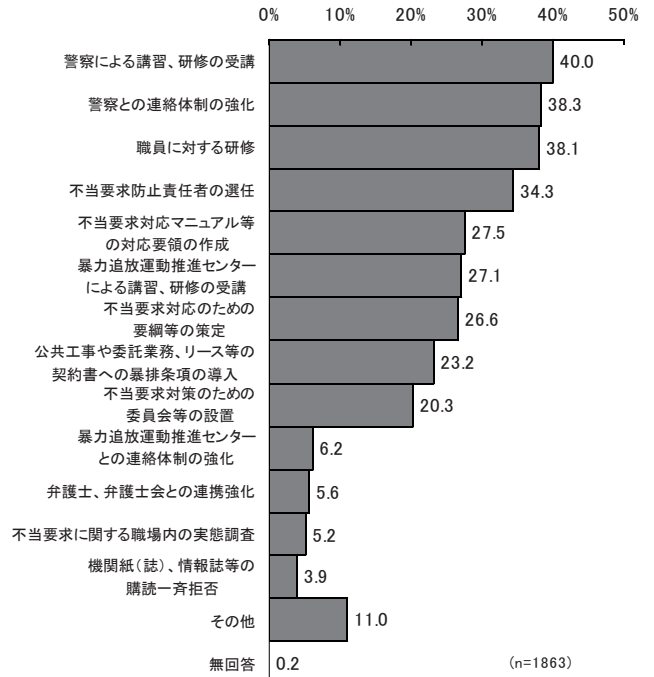
10 不当要求等対策の取組みの有無

すべての自治体に、最近4年間(前回調査の平成19年5月以降)に不当要求等への対策に取り組んだかたずねると、取り組んだ自治体が59.4%(1863件)である。



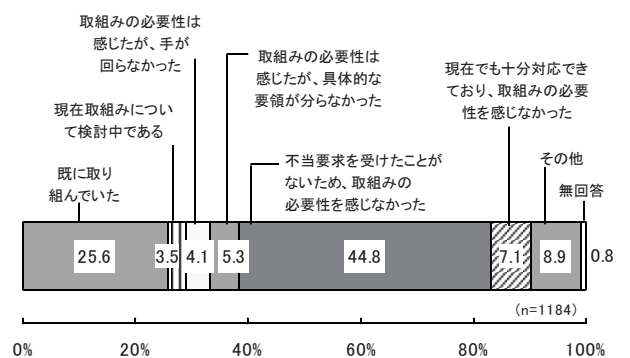
11 不当要求等対策の取組み内容(複数回答)

最近4年間に不当要求等への対策に取り組んだ、と回答した自治体(1863件)に、取組み内容をたずねると、「警察による講習、研修の受講」が40%(745件)と最も多く、ついで「警察との連絡体制の強化」38.3%、「職員に対する研修」38.1%、「不当要求防止責任者の選任」34.3%、「不当要求対応マニュアル等の対応要領の作成」27.5%、「暴力追放運動推進センターによる講習、研修の受講」27.1%、「不当要求対応のための要綱等の策定」26.6%と続く。



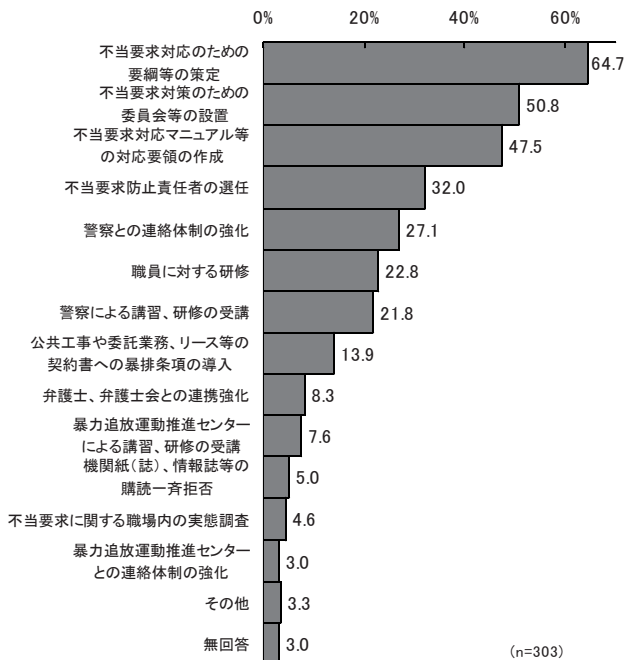
11-1 不当要求等対策の取組みを行っていない理由

最近4年間に不当要求等への対策に取り組まなかった、と回答した自治体(1184件)に、取り組んでいない理由をたずねると、「不当要求を受けたことがないため、取組みの必要性を感じなかった」が44.8%(530件)、「既に(平成19年5月以前)取り組んでいた」25.6%(303件)、「現在でも十分対応できており、取組みの必要性を感じなかった」7.1%(81件)などとなっている。



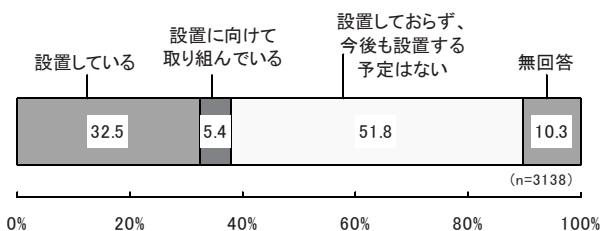
11-1-1

最近4年間に不当要求等への対策に取り組んでいない理由として、「既に(平成19年5月以前)取り組んでいた」と回答した自治体(303件)に、取組み内容をたずねると、「不当要求対応のための要綱等の策定」が64.7%(196件)と最も多く、ついで「不当要求対策のための委員会等の設置」50.8%、「不当要求対策のためのマニュアル等の対応要領の作成」47.5%、「不当要求防止責任者の選任」32%と続く。



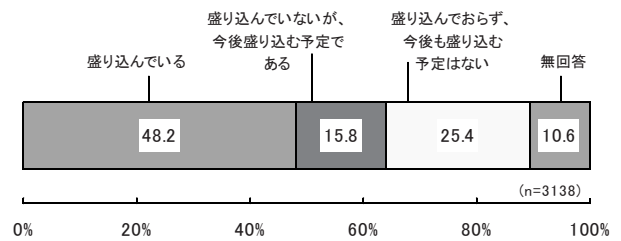
12 専門組織の設置

各部署において、不当要求等の対策として、専門組織(不当要求防止等対策委員会、対策室等)を設置しているかたずねると、「設置しておらず、今後も設置する予定はない」が51.8%(1627件)と半数強で、「設置している」が32.5%、「設置に向けて取り組んでいる」5.4%、「設置に向けて取り組んでいる」5.4%である。



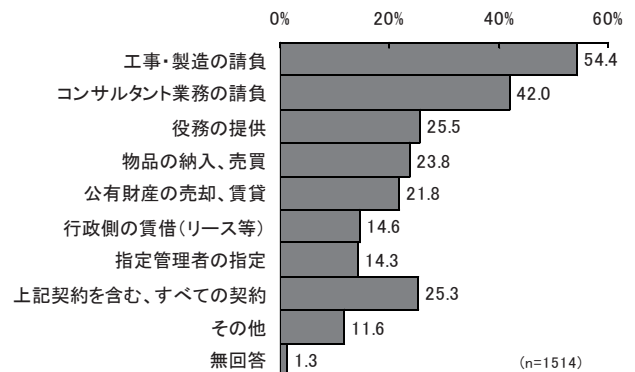
13 契約書・契約規定等への暴力団排除条項の有無

すべての自治体に、各種契約に際し、契約書や契約に関する規定等に暴力団排除条項を盛り込んでいるかたずねると、「盛り込んでいる」が48.2%(1514件)、「盛り込んでいないが、今後盛り込む予定である」15.8%、「盛り込んでおらず、今後も盛り込む予定はない」25.4%となっている。



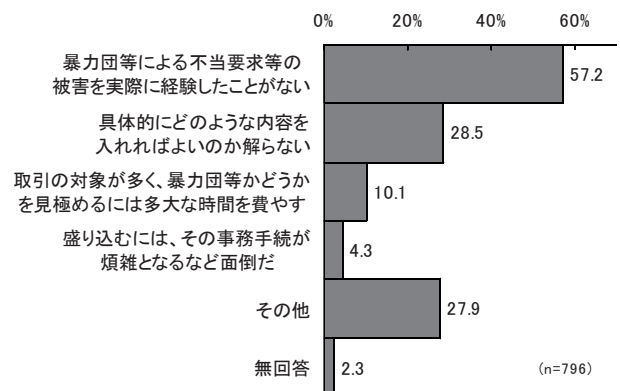
13-1 暴力団排除条項の導入状況(複数回答)

各種契約に際し、規定等に暴力団排除条項を盛り込んでいる、と回答した自治体(1514件)に、暴力団排除条項が導入されているのはどのような契約かたずねると、「工事・製造の請負」が54.4%と最も多く、ついで「コンサルタント業務の請負」42%、「役務の提供」25.5%、「物品の納入、売買」23.8%と続く。



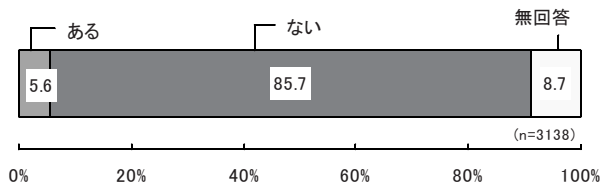
13-2 暴力団排除条項を盛り込む予定がない理由(複数回答)

各種契約に際し、規定等に暴力団排除条項を盛り込んでおらず今後も盛り込む予定はない、と回答した自治体(796件)に、理由をたずねると、「暴力団等による不当要求等の被害を実際に経験したことがない」が57.2%(455件)と最も多く、ついで「具体的にどのような内容を入れればよいのか解らない」28.5%が続く。



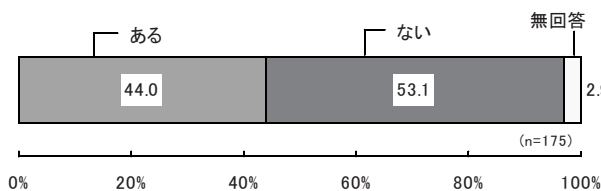
14 暴力団等の排除措置について

すべての自治体に、過去に契約等の相手方業者が暴力団等の反社会的勢力と判明し、あるいは一定の関係が認められたとして、当該業者を契約等から排除するなどの措置をとったことがあるかたずねると、「排除措置をとったことがある」は5.6% (175件)で、「ない」が85.7%となっている。



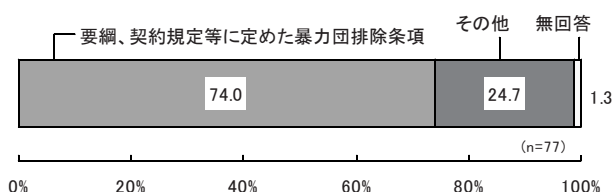
14-1 最近1年間における暴力団排除の有無

過去に契約等の相手方業者が暴力団等の反社会的勢力、あるいは暴力団関係企業として、当該業者を契約等から排除するなどの措置をとったことがある、と回答した自治体(175件)に、最近1年の間に、暴力団関係企業として、当該業者を契約等から排除する措置をとったことがあるかたずねると、「ある」が44% (77件)、「ない」が53.1%である。



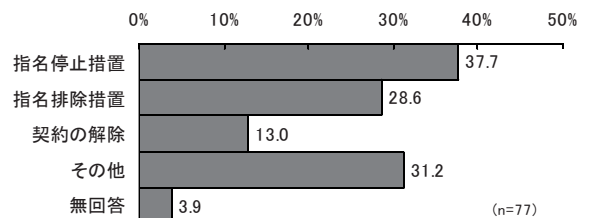
14-2 暴力団関係企業の排除の根拠

最近1年の間に、暴力団関係企業として、当該業者を契約等から排除する措置をとったことがある、と回答した自治体(77件)に、暴力団関係企業を排除するに当たり、根拠規定となったものについてたずねると、「要綱、契約規定等に定めた暴力団排除条項」が74%と多数で、「その他」が24.7%である。



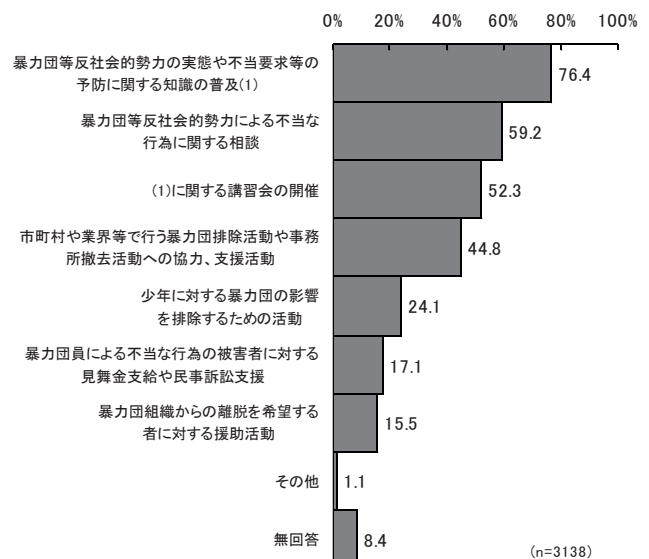
14-3 排除の具体的措置について(複数回答)

最近1年の間に、暴力団関係企業として、当該業者を契約等から排除する措置をとったことがある、と回答した自治体(77件)に、排除にあたり、具体的にどのような措置をとったのかたずねると、「指名停止措置」が37.7% (29件)、「その他」31.2%、「指名排除措置」28.6%、「契約の解除」13%の順である。「その他」に具体的にあげられているのは、「生活保護の停止」、「生活保護の申請却下」等である。



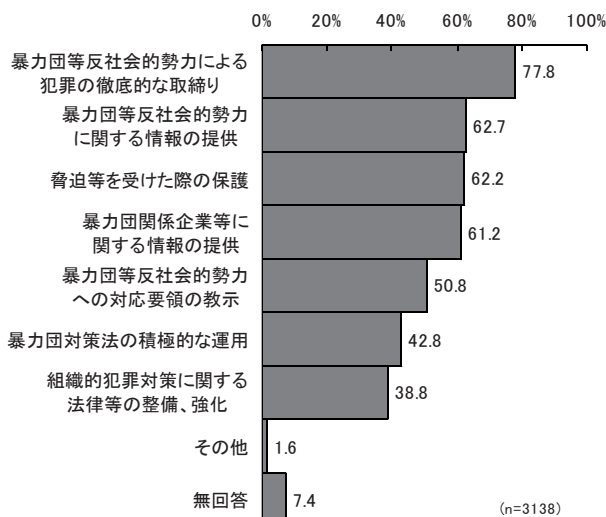
15 暴力追放運動推進センターの活動への要望(複数回答)

すべての自治体に、暴力追放運動推進センターの活動で力を入れて欲しいものをたずねると、「暴力団等反社会的勢力の実態や不当要求等の予防に関する知識の普及」が76.4% (2399件)と最も多く、ついで「暴力団等反社会的勢力による不当な行為に関する相談」59.2%、「暴力団等反社会的勢力の実態や不当要求等の予防に関する講習会の開催」52.3%、「市町村や業界等で行う暴力団排除活動や事務所撤去活動への協力、支援活動」44.8%と続く。



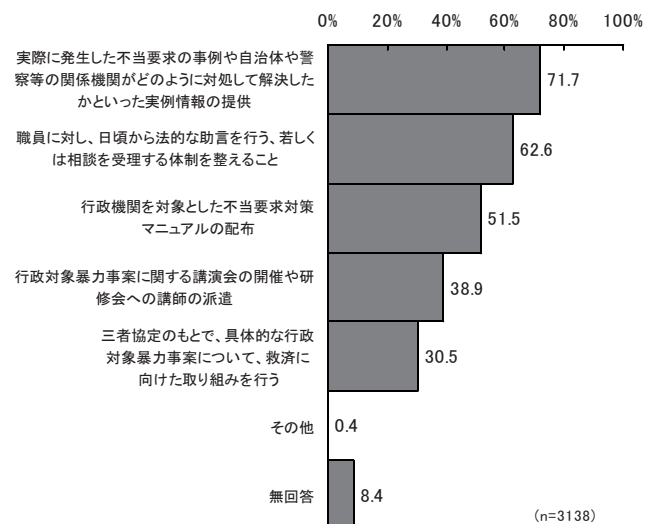
16 不当要求対策についての警察への要望(複数回答)

すべての自治体に、行政機関が不当要求対策を推進するに当たり、警察にどのようなことを望むかたずねると、「暴力団等反社会的勢力による犯罪の徹底的な取締り」が77.8%(2442件)と最も多く、ついで「暴力団等反社会的勢力に関する情報の提供」62.7%、「脅迫等を受けた際の保護」62.2%、「暴力団関係企業等に関する情報の提供」61.2%、「暴力団等反社会的勢力への対応要領の教示」50.8%と続く。



17 不当要求対策についての弁護士、弁護士会への要望(複数回答)

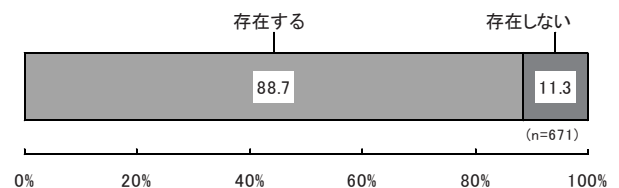
すべての自治体に、行政機関が不当要求対策を推進するに当たり、弁護士、弁護士会にどのようなことを望むかたずねると、「実際に発生した不当要求の事例やそれに自治体や警察等の関係機関がどのように対処して解決したかといった実例情報の提供」が71.7%(2250件)と最も多く、ついで「職員に対し、日頃から法的な助言を行う、若しくは相談を受理する体制を整えること」62.6%、「行政機関を対象とした不当要求対策マニュアルの配布」51.5%、「行政対象暴力事案に関する講演会の開催や研修会への講師の派遣」38.9%と続く。



第2部 【公営住宅からの暴力団排除に関するもの】

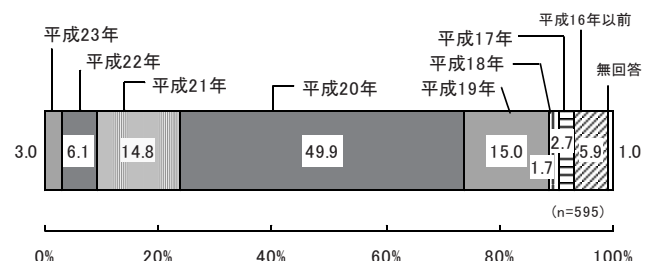
1 公営住宅から暴力団を排除する条例について

すべての自治体に、公営住宅から暴力団を排除する旨の条例が存在するかたずねると、「存在する」が88.7%(595件)、「存在しない」が11.3%である。



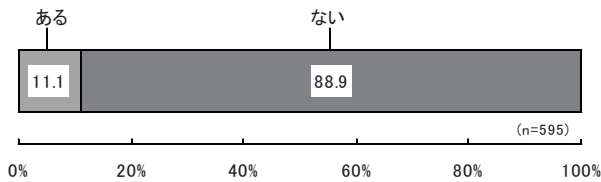
2 条例の施行又は改正施行時期

公営住宅から暴力団を排除する旨の条例が存在する、と回答した自治体(595件)に、施行時期又は改正施行時期をたずねると、「平成20年」が49.9%(297件)とおよそ半分を占める。以下「平成19年」が15.0%、「平成21年」が14.8%などとなっている。



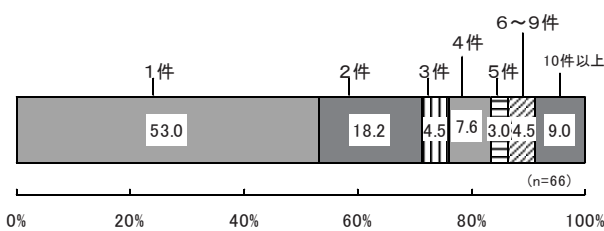
3 条例による明け渡し請求について

公営住宅から暴力団を排除する旨の条例が存在する、と回答した自治体(595件)に、公営住宅暴排条例等施行(又は改正施行)以前から公営住宅に入居していた暴力団員に対し、同条例に基づいて明け渡しを求めたことがあるかたずねると、「ある」が11.1%(66件)、「ない」が88.9%である。

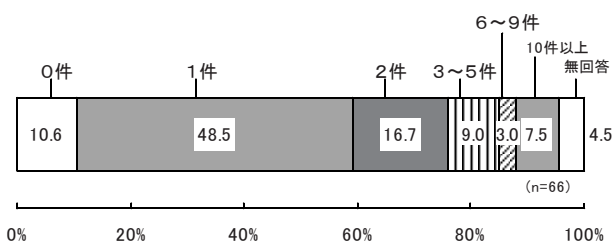


4 退去請求をした件数について

公営住宅暴排条例等施行以前から公営住宅に入居していた暴力団員に対し、同条例に基づいて明け渡しを求めたことがある、と回答した自治体(66件)に、退去請求をした件数をたずねると、「1件」が53.0%(35件)とおおよそ半分で、以下「2件」18.2%、「3件」4.5%、「4件」7.6%などとなっている。

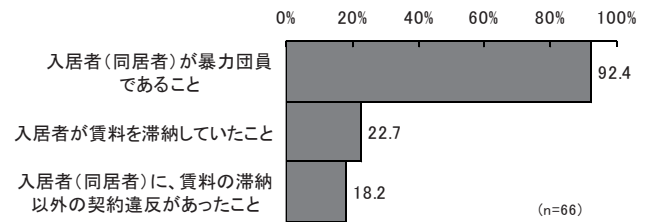


退去が実現した件数をたずねると、「0件」が10.6%、「1件」48.5%(32件)、以下「2件」16.7%、「3~5件」9%などとなっている。



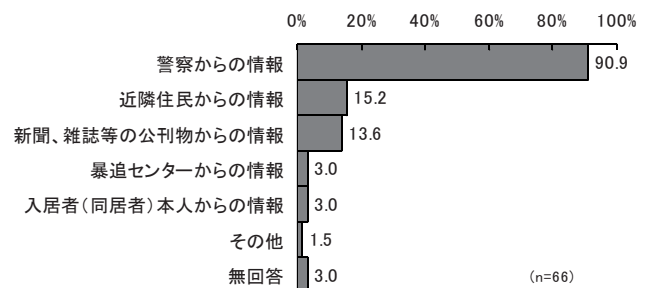
5 退去を求めた理由について

公営住宅暴排条例等施行以前から公営住宅に入居していた暴力団員に対し、同条例に基づいて明け渡しを求めたことがある、と回答した自治体(66件)に、退去を求めた案件において、退去を求めた理由をたずねると、「入居者(同居者)が暴力団員であること」が92.4%(61件)と最も多く、ついで「入居者が賃料を滞納していたこと」22.7%、「入居者(同居者)に、賃料の滞納以外の契約違反があったこと」18.2%の順である。



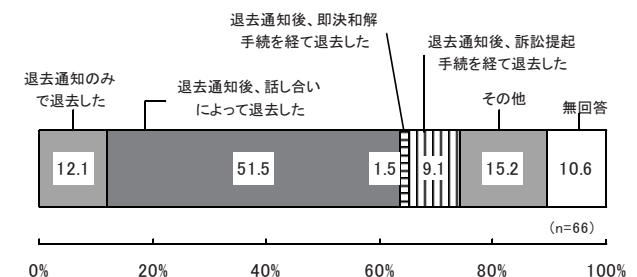
6 暴力団情報の入手方法について

公営住宅暴排条例等施行以前から公営住宅に入居していた暴力団員に対し、同条例に基づいて明け渡しを求めたことがある、と回答した自治体(66件)に、相手が暴力団員であることの情報の入手方法をたずねると、「警察からの情報」が90.9%(60件)と最も多く、ついで「近隣住民からの情報」15.2%、「新聞、雑誌等の公刊物からの情報」13.6%と続く。



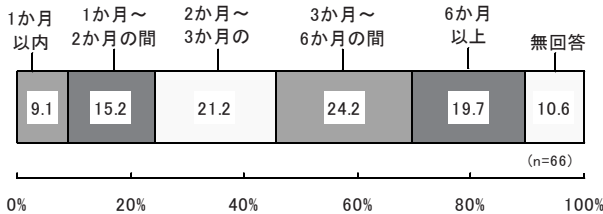
7 手続きについて

公営住宅暴排条例等施行以前から公営住宅に入居していた暴力団員に対し、同条例に基づいて明け渡しを求めたことがある、と回答した自治体(66件)に、退去が実現した案件はどのような手続によったかたずねると、「退去通知後、話し合いによって退去した」が51.5%とおおよそ半分で、以下「退去通知のみで退去した」12.1%、「退去通知後、訴訟提起手続を経て退去した」9.1%などとなっている。



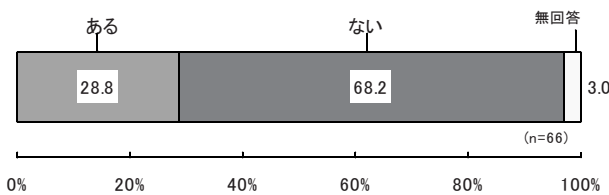
8 退去させるまでの期間

公営住宅暴排条例等施行以前から公営住宅に入居していた暴力団員に対し、同条例に基づいて明け渡しを求めたことがある、と回答した自治体(66件)に、退去を通知してから退去させるまでの期間をたずねると、「1か月以内」9.1%、「1か月～2か月の間」15.2%、「2か月～3か月の間」21.2%、「3か月～6か月の間」24.2%、「6か月以上」19.7%、「無回答」10.6%となっている。



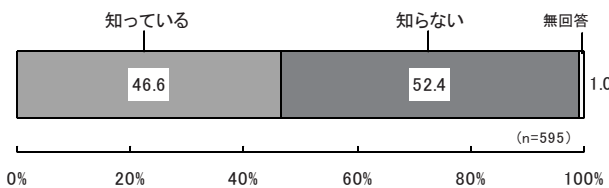
9 退去が実現していない案件について

公営住宅暴排条例等施行以前から公営住宅に入居していた暴力団員に対し、同条例に基づいて明け渡しを求めたことがある、と回答した自治体(66件)に、入居者が暴力団員であることが判明し、退去を求めた案件のうち、退去が実現していない案件の有無をたずねると、「ある」が28.8%(19件)、「ない」68.2%である。



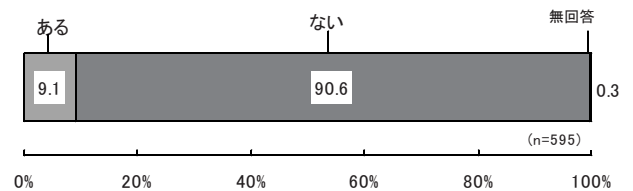
10 条例施行前入居者に対する判例の存在

公営住宅から暴力団を排除する旨の条例が存在する、と回答した自治体(595件)に、公営住宅暴排条例等施行前から入居していた暴力団員に対して、同暴排条例に基づいて暴力団員であることを理由として明け渡し請求を認めた判決があることを知っているかたずねると、「知っている」が46.6%、「知らない」が52.4%である。



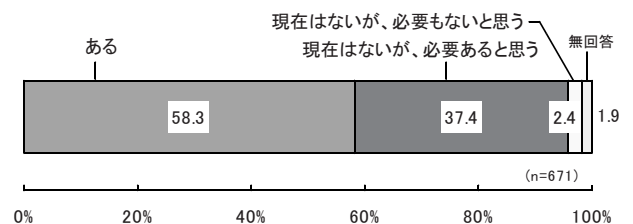
11 入居拒絶について

公営住宅から暴力団を排除する旨の条例が存在する、と回答した自治体(595件)に、条例等の施行後、入居(同居)希望者が暴力団員であることを理由に入居を拒絶したケースの有無をたずねると、「入居を拒絶したことがある」が9.1%(54件)、「ない」が90.6%となっている。



12 退去を求める体制について

すべての自治体に、公営住宅暴排条例等に基づき、入居者(同居者)が暴力団員であることを理由に退去を求めるに際し、他の専門機関と連携する体制ができていないかたずねると、「連携する体制がある」が58.3%、「現在は無いが、必要あると思う」37.4%、「現在は無いが、必要もないと思う」2.4%で、連携体制がすでにある又は必要性を認める自治体が大部分である。



調査主体 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
全国暴力追放運動推進センター
警察庁刑事局組織犯罪対策部
調査機関 社団法人輿論科学協会
